

◆ ツキノワグマ捕獲許可の運用見直し
(特例許可の試行) について

岩手県環境生活部自然保護課

1 はじめに

本県のツキノワグマの保護管理については、北上高地及び北奥羽の2つの地域個体群に区分し、平成 25 年 3 月に策定した「第3次ツキノワグマ保護管理計画」に基づき、生息動向を把握しながら実施しています。

しかし、依然としてツキノワグマによる人身被害や農業被害が減少しておらず、人里への出没件数も多くなり、緊急の対応が求められる事案も増加傾向にあります。

これまで、いわゆる有害捕獲許可については、人身に急迫する危険がある事案に係る市町村許可を除き、県において行ってきましたが、許可事務の円滑化と簡素化を図るため、今年6月1日から捕獲許可に係る特例を試行することとしましたので、今回は、その概要について御紹介します。

2 ツキノワグマの生息動向

(1) 基本的な生息動向

平成2年4月に取りまとめた「ニホンツキノワグマ生息実態調査報告書」によれば、本県のツキノワグマの個体群は安定型であり、推定年間出産頭数と捕獲数のバランスがとれていることから短期間に絶滅することはないとされており本県の生息頭数は安定しているものと思われませんが、ツキノワグマは年による繁殖率の変動が大きいことから、引き続き適切な保護管理が求められます。

(2) 出没に関する注意報の発令

今年度は、ツキノワグマの人里への出没と関連性の高いブナ類の結実状況から、出没が非常に多くなることが予想されたため、平成 18 年以来8年ぶりとなる「ツキノワグマの出没に関する注意報」を発令し、注意喚起を図っているところです。

3 ツキノワグマの捕獲許可の運用上の課題

(1) これまでの対応

人家に侵入している場合など人身に急迫する危険がある場合の捕獲許可権限に限り市町村に委譲していますが、その他事案の捕獲許可は県の広域振興局で行ってきました。

(2) 課題

ツキノワグマの出没事案のうち人身に急迫する危険がある例は限られるため、大部分が県許可による捕獲許可となっていますが、被害発生の都度、現場から離れた県の広域振興局での手続となるため、緊急時の捕獲許可手続の迅速化が課題となっていました。

4 捕獲許可の特例の試行について

(1) 特例許可の概要

これら課題を踏まえ、県による一元的な保護管理を確保しながら、現場に近い市町村の判断による緊急時の円滑な対応を確保するとともに捕獲許可事務の簡素化を図ることを目的として、被害事案1件ごとに行う通常の許可手続に加え、市町村ごとの捕獲枠を設定(頭数配分)し、その範囲内で予め市町村から申請を受けて県において許可を行うものです。

【表1】制度の要点

	内容
①対象	対象鳥獣としてツキノワグマを掲げる鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定済の市町村
②期間	ツキノワグマの出没等が多い6月から10月の期間、最長30日間(期間中更新可能)
③捕獲枠(頭数配分)	第3次ツキノワグマ保護管理計画に基づく捕獲上限数に加え、生息状況等総合的に勘案し、自然保護課において設定し市町村に通知
④対象地域	対象市町村の区域 (ツキノワグマの本来の生息域である山林を除く。)

(2) 捕獲許可の条件・従事者への指示

捕獲許可の特例においては、被害事案1件ごとに下表のような許可条件を踏まえ、市町村の判断により捕獲従事者に対し捕獲の指示が行われ、捕獲活動が実施されます。

【表2】基本的な許可条件

	内容（その他条件が付される場合有）
①条件1	捕獲等に着手する前に、原則として追払いの方法により対応すること。
②条件2	捕獲等の実施は、人身への被害が現に発生し又は発生する危険性が高い場合、若しくは農業等被害が現に発生している場合に限り認められること。
③条件3	農地等及び農地周辺へのわなの設置は、当該農地等に電気柵等の防除設備が設置され、適正に管理されている場合に限り認められること。
④条件4	捕獲後は、速やかにツキノワグマ報告票を提出すること。

5 おわりに～捕獲活動に従事される皆様へ

市町村が、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を策定してことを以て、恒常的な農業被害が発生しているものと認め、捕獲許可を行うものですが、捕獲等の実施は上記条件2のとおり具体的な被害が発生（人身被害の危険を含む。）した場合に限り認められるもので、予察捕獲を認めるものではありません。

また、市町村に対する捕獲許可とともに、捕獲実務に当たる皆様には従事者証が交付されますが、捕獲許可を受けている市町村からの指示が無ければ捕獲活動行うことはできませんので注意してください。

人里への出没が増加し、人とツキノワグマとの軋轢が高まる中で、今般、捕獲許可の特例の試行を開始しましたが、長期的な「人とツキノワグマとの共生」を目指すためには、引き続き適切な保護管理を進める必要がありますので、今後とも狩猟や有害鳥獣捕獲に携わる岩手県猟友会の皆様のご協力をお願いします。

◆イノシシ目撃情報収集にご協力願います！

～自然保護課からのお願い

1 イノシシの県内への侵出状況について

平成 19 年に奥州市で最初の目撃情報が寄せられ、平成 25 年 12 月には盛岡市でもセンサーカメラで撮影されるなど分布の拡大が懸念されています。

【図】捕獲・目撃市町村の状況 (H19～H26.8)

※網掛け市町村で捕獲又は目撃



2 イノシシの目撃情報の収集

迅速な初期対応を行うためには現状把握が欠かせませんので、岩手県猟友会の皆様におかれましては、イノシシを目撃（痕跡の確認を含む。）した場合又は捕獲した場合には、県の公式ホームページからダウンロードした「イノシシ目撃等（個体・痕跡）情報調査票」に所定の事項を記入し、電子メール又はファックスにより情報提供願います。

お寄せ頂いた情報は、県の公式ホームページに掲載し、市町村や農業者団体の皆様による農業被害対策の資料となりますので御協力のほど宜しくお願い申し上げます。

※岩手県公式ホームページ

<http://www.pref.iwate.jp/shizen/yasei/yaseidoubutsu/002899.html> 岩手県トップページ⇒くらし・環境⇒自然⇒野生動物⇒野生動物⇒「イノシシの目撃情報の提供のお願い」